

議案第 1 2 号

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 2 5 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

亀山市長及び副市長の給与に関する条例（平成17年亀山市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>16 <u>〔略〕</u></p> <p><u>（令和7年4月1日から令和11年2月5日までの間に支給する給料の額等に関する特例措置）</u></p> <p>17 <u>令和7年4月1日から令和11年2月5日までの間（次項において「特例期間」という。）に支給する市長の給料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する給料の月額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p> <p>18 <u>特例期間に支給する市長の期末手当の額については、第3条中「給料月額」とあるのは、「附則第17項の規定を適用した給料の月額」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>（令和7年4月1日から令和11年2月5日までの間に支給する退職手当に関する特例措置）</u></p> <p>19 <u>令和7年4月1日から令和11年</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>16 <u>〔略〕</u></p> <p>[項を加える。]</p> <p>[項を加える。]</p> <p>[項を加える。]</p>

2月5日までの間に支給する市長の退職手当の額は、第4条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正)
- 2 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（平成28年亀山市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
9 [略] <u>(令和7年4月1日から令和11年2月5日までの間に支給する期末手当の支給に関する特例措置)</u>	9 [略]
10 <u>令和7年4月1日から令和11年2月5日までの間に支給する教育長の期末手当の支給における第4条の規定の適用については、同条中「市長及び副市長（次条において単に「市長及び副市長」という。）」とあるのは、「副市長」とする。</u> <u>(令和7年4月1日から令和11年2月5日までの間に支給する退職手当の支給に関する特例措置)</u>	[項を加える。]

<p><u>1 1 令和7年4月1日から令和11年2月5日までの間に支給する教育長の退職手当の支給における第5条の規定の適用については、同条第4項中「市長及び副市長」とあるのは、「亀山市長及び副市長の給与に関する条例の適用を受ける副市長」とする。</u></p>	<p>[項を加える。]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

(亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

- 3 亀山市病院事業管理者の給与に関する条例（平成28年亀山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>8 [略]</p> <p><u>(令和7年4月1日から令和11年2月5日までの間に支給する期末手当の支給に関する特例措置)</u></p>	<p>8 [略]</p>
<p><u>9 令和7年4月1日から令和11年2月5日までの間に支給する管理者の期末手当の支給における第4条の規定の適用については、同条中「市長及び副市長（次条において単に「市長及び副市長」という。）」とあるのは、「副市長」とする。</u></p> <p><u>(令和7年4月1日から令和11年2月5日までの間に支給する退職手当の支給に関する特例措置)</u></p>	<p>[項を加える。]</p>
<p><u>1 0 令和7年4月1日から令和11年</u></p>	<p>[項を加える。]</p>

2月5日までの間に支給する管理者の退職手当の支給における第5条の規定の適用については、同条第4項中「市長及び副市長」とあるのは、「亀山市長及び副市長の給与に関する条例の適用を受ける副市長」とする。

備考 表中の [] の記載は注記である。